

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹 美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21

〒861-2102 TEL (096) 214-7101

FAX (096) 214-7102

ヒント

強い思い

稲盛和夫氏は京セラが中小企業だった頃、どうすれば余裕のある経営ができるか、日々悩んでいました。その頃、松下幸之助さんの講演を聞き強烈な印象を受けました。余裕のある経営をするためのノウハウやハウツーというものはない。大事なのは「強く思う」ことであり、「そうしたいけれども、難しい」と思ってはいけません。その後、私はさらに強い思いで余裕のある経営を目指し、取り組んでいきました。強い思いで経営基盤を万全にする。仕事も人生も想定外のことが起きます。相撲に例えれば、たやすく土俵を割ることがないように、いつも真ん中にいるよう意識することで、負けにくくなります。(プレジデント)

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると、令和4年分の国外財産調書の総提出件数は12,494件、そのうち東京国税局が7,900件で、63.2%、次いで大阪国税局が1,867件で、14.9%を占めています。

総財産額は5兆7,222億円、財産の種類としては有価証券が3兆4,569億円で、60.4%を占めています。



羅臼岳(北海道)

鎌形 久/オアシス

所得税における「同居」要件

□同居要件

所得税において、扶養控除や障害者控除を適用する際に、同居要件がその控除額決定に影響することがあります。具体的には、扶養控除における同居老親等、障害者控除における同居特別障害者がこれに該当することになります。

□同居の判定

同居の判定に当たって、病気や怪我の治療のために長期間にわたって入院しているような場合であっても、病院は居所ではないため同居として取り扱われません。

これに対して、老人ホームへ入所したような場合には、その老人ホームが居所となるため、同居としては取り扱われません。

□同居老親等

扶養控除において、同居老親等を有する場合には、扶養控除額は1人について58万円となります。

同居老親等とは、老人扶養親族（扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（令和6年分については、昭和30年1月1日以前生まれの人））のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者と同居している人をいいます。

したがって、本人が単身赴任等で老親等と同居していなくても、配偶者と同居していれば、同居老親等に該当することになりますが、本人と一緒に配偶者も別居となっている場合は、たとえ他の親族と同居していたとしても、同居老親等には該当しません。

□同居特別障害者

障害者控除において、同一生計配偶者、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合には、障害者控除額は、1人について75万円となります。

同居特別障害者とは、特別障害者（身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている人など）で本人又は配偶者その



○ライト兄弟の初飛行は1903年、12秒間、約36メートルだった。日本ではその7年後に山田猪三郎氏の山田式飛行船が初飛行に成功した。翌年には日野熊蔵大尉と徳川好敏大尉の二人が複葉の飛行機で大空を飛んだ。そして、1927年にリンドバークが大西洋横断飛行に成功した。その賞金はけた違いの2万5千ドル、凱旋パレードの紙吹雪は1800万トン。



他の同一生計親族と同居している人をいいます。

したがって、本人が単身赴任等で特別障害者と同居していなくても、配偶者と同居していれば、同居特別障害者に該当することはもとより、本人と一緒に配偶者も別居となっている場合であっても、他の同一生計親族（兄弟姉妹や孫など）と同居していれば、同居特別障害者に該当することになります。

同居老親等とは、判定基準が異なっていますので、注意する必要があります。

□同一生計との関係

親族が同居（同一の家屋に起居）している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除いて、同一生計とされます。

また、同一生計とは、必ずしも同居していることをいうのではなく、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合、これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、同一生計とされます。

社員旅行の 課税上の取扱い

社員旅行は、原則的には「旅行」という経済的利益を会社が社員に与えることになるので、厳密には社員たちは「給与課税」されることになります。なぜなら、会社が役員や従業員に対して経済的利益を与えることは、税務の基本の考え方として受取側は「給与課税」となるからです。しかしながら、社員旅行が一般的な福利厚生事業であれば社員の給与課税が免れるケースもあって当然です。

1. 慰安旅行により享受する経済的利益の取り扱い

慰安旅行に参加したことにより受ける経済的利益の課税上の取り扱いに関しては、旅行の内容を総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととされていますが、原則として、課税しなくても差し支えないとされる要件として、旅行に参加する従業員の割合が全従業員数の50%

以上であること、その他にも旅行期間や会社の負担額等によって判断されることとなっています。

2. 例外

然し乍ら、国税庁のタックスアンサー NO.2603「従業員レクリエーション旅行や研修旅行」のQ&Aリンクにおいて、従業員の参加割合が50%未満の従業員レクリエーションであっても、その旅行に係る経済的利益について、課税しなくとも差し支えないとする事例が掲載されました。

判断基準としては、旅行に参加した従業員が受ける経済的利益については、旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合などの旅行の内容を総合的に勘案して、社会通念上一般に行われているレクリエーション旅行と認められるもので、少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追及の趣旨を逸脱しないものであると認められるものについては、旅行に参加した従業員の給与としなくともよいことの記述がなされています。

ナマの税務相談室

Q

被相続人甲には、実子がなく、養子Aがいます。また、甲の配偶者、両親ともに亡くなり、二人兄弟の兄もすでに死去して

います。兄には、子B(甲の甥)がいます。甲は、生前、養子Aと甥Bに二分のずつ包括遺贈する遺言書を書いていました。養子Aがほとんど甲の世話をしていた関係で、AとBとで話し合い、遺言によらず、遺産分割により、Aの取り分を多くする合意が出来ました。ここで質問ですが、民法第990条には、包括遺贈者は相続人と同一の権利義務を有するとされています。法定相続人間の遺産分割なら、遺言書に反する遺産分割も有効とされていますが、法定相続人以外の者が包括受遺者となっている場合には、どのように考えたら宜しいのでしょうか。

① 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有するのだから、法定相続人間と同様、遺産分割も有効であり、二分の一以下である

包括遺贈と遺産分割

ならば、遺贈により取得したものとされる。

② 包括受遺者は、二分の一を遺贈により取得するのだから法定相続人

間のような遺産分割はできない。遺言書がなくなった時点で、唯一の法定相続人Aが、全部、相続により取得し、AからBへは贈与税の課税がなされる。

A

包括遺贈があった場合包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有します。包括受遺者の承認と放棄は、相続の承認と放棄に関する規定が適用されます。相続人と包括受遺者とは遺産を取得する手続きを遺産分割協議によって行います。当事者の自由な意思で遺産分割が行われる事になります。

なお、包括受遺者を除外して行った遺産分割協議は無効とされます。遺産分割協議により取得した財産は、相続人は相続により取得し、包括受遺者は遺贈により取得したことになります。

中間申告の義務規定と 中間申告無申告容認規定

法 人税の中間申告について
①6ヶ月を経過したら2
か月以内に申告書を提出
②中間納付法人税額が10万円
以下の場合は提出不要
③中間申告税額は、前期の法
人税額の12分の6との規定が
置かれています。

但し、法人税法の別な条文
「……中間申告書をその提
出期限までに提出しなかつた
場合は、……中間申告書の
提出があつたものとみなして、
この法律の規定を適用する」
と書かれています。中間申告
書というのは、提出されない
ことを前提に制度が設計され
ています。

地 方税法に於ける法人事業
税・法人都道府県民税法
人市町村民税の夫々の規定の

章節においては、法人税法の
上記①と同旨の規定を置き、
上記②の部分は、中間納付法
人税額10万円以下の基準で
夫々の税の中間申告書の提出
も不要とし、上記③の中間申
告税額については、前期の法
人事業税の年額・法人都道府
県民税の年額・法人市町村民
税の年額の12分の6とする旨
の規定を置いています。

中 間申告無申告に対するみ
なし申告の扱いについて
は、上記②に該当しない法人
が、夫々の税の中間申告書を
その提出期限までに提出しな
かつたときは、その提出期限
に提出されたものとみなす、
との規定が置かれています。

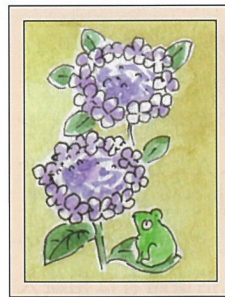
消 費税の中間申告について
は、年1回、3回、11回

と制度が分かれています。消
費税法にも、中間申告書の提
出がない場合のみなし提出の
規定があり、独立の条文に
なっています。

地 方法人税は、地方交付税
の財源を確保するための
税制ですが、法人税額の10.3%
を税額としており、申告書も
法人税申告書の一部を使用し
ています。上記①②③と同旨
の規定が置かれており、中間
申告書の提出がない場合のみ
なし提出の規定は、独立の条
文になっています。

特 別法人事業税は、国税で
すが、法人事業税と併せて
申告納付することになって
います。上記の①②③に対応
する条文は置かれていません
が、法人事業税の申告に係る
各規定で規定されている制度
をそのまま取り込む条規があ
り、中間申告の義務、申告不
要、みなし申告の規定をその
ままを受け入れています。

「寝ころんで書読む頃や
五六月 子規」
寝転ぶのもいいのですが、
6月以降に支給する給与・
賞与から定額減税が実施さ
れます。控除をお忘れなく。
夏が来ます。夏至です。
「夏至の日の手足明るく
目覚めけり 眸」
「六月やあらく塩ふる磯
料理 秋櫻子」
「六月や洗いざらしに糊
きかせ 信子」
5日芒種、21日夏至。



石の上にも三年という
しかし、
三年を一年で
習得する努力を怠ってはいけない

(松下幸之助)

6月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○5月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○5月分個人住民税特別徴収分の納付	
○所得税の予定納税額の通知 (税務署長より)	17日		
○4月決算法人の確定申告	7月1日	○4月決算法人の確定申告	
○10月決算法人の中間(予定)申告		○10月決算法人の中間(予定)申告	
○所得税の定額減税	1日以降 支給分	○個人住民税の普通徴収第1期分納付 (条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。